

# ワーク・ライフ・バランス推進 アドバイザーを派遣します！

- 働き方を見直し、若い人に魅力ある職場にしたい！
- 従業員が長く働き続けられる職場にしたい！

ご相談ください



こんな  
時に！

## ワーク・ライフ・バランス推進アドバイザーによる支援

働きやすい職場づくりを支援するため、ワーク・ライフ・バランスの推進に意欲のある事業所にアドバイザー（社会保険労務士等）を派遣しますので、お気軽にご利用ください！！（**無料で3回まで**）

相談例①：ワーク・ライフ・バランスといっても、具体的に何から始めたら良いの？

相談例②：就業規則の見直しや社内研修など、できるところから取り組んでみたい。

相談例③：すでに様々な取組みをしているけど、実際に従業員がどのように感じているか知りたい。

アドバイザー派遣  
（助言や社内研修、  
改善サポートなど）

## ワーク・ライフ・バランスの推進による効果

- 優秀な人材の確保・定着
- 多様な人材の活躍
- 従業員のモチベーションアップ、生産性の向上
- 企業のイメージアップ など

問合せ・申込み先

鹿児島市産業局産業振興部 雇用推進課  
電話：099-216-1325  
FAX：099-216-1303



## ワーク・ライフ・バランスに関する情報サイト

～取組のポイント・好事例や国の助成金制度～

### ○内閣府

ひとつ「働き方」を変えてみよう！  
「カエル！ジャパン」

カエル！ジャパン

検索

### ○厚生労働省

仕事と生活の調和

厚生労働省 仕事と生活の調和

検索

働き方・休み方改善ポータルサイト

厚生労働省 働き方 休み方

検索

### ○鹿児島市

ワーク・ライフ・バランスの推進

鹿児島市 ワーク・ライフ・バランス

検索

鹿児島市イクボス推進同盟

鹿児島市 イクボス

検索

### ○鹿児島労働局

働き方改革 鹿児島労働局 働き方改革

検索

助成金一覧 鹿児島労働局 助成金

検索

### ○鹿児島県

かごしま子育て応援企業登録制度

鹿児島県 子育て 登録

検索

かごしま「働き方改革」推進企業認定制度

鹿児島県 働き方 認定

検索



選ばれる魅力的な職場づくりを

鹿児島市は応援します！



# ワーク・ライフ・バランスで 事業所も従業員も もっと元気に！

ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組は、人口減少時代において、企業の活力や競争力の源泉である有能な人材の確保・育成・定着の可能性を高めるといわれ、企業・従業員双方にとってメリットのある取組です。

まず、「一歩」踏み出してみませんか。

### 従業員にとってのメリット

- ・仕事に対するモチベーション向上
- ・時間的余裕の確保によるキャリアアップ開発
- ・生活の充実、心身の健康維持
- ・育児・介護と仕事の両立 など

### 企業にとってのメリット

- ・従業員の意欲、業務効率、生産性の向上
- ・優秀な人材の確保・定着率の向上
- ・労働時間短縮に伴う各種コストの削減
- ・企業イメージの向上 など





きっとできることがある！

# ワーク・ライフ・バランス取組方法

～自社の実情や従業員のニーズにあった取組から始めてみましょう～

## 働く時間の見直し

毎日の生活の中で、仕事以外の時間を確保。  
働く男女の仕事と家庭生活を応援、明日への活力につなぐ。

- ◆長時間労働（残業）の抑制
- ◆業務の見直し・効率化



- ◆短時間勤務制度
- ◆フレックスタイム制度
- ◆勤務間インターバル制度

※フレックスタイム制度…就業規則により、労働者が労働時間の始めと終わりを選択する制度  
※勤務間インターバル制度…勤務終了後、次の勤務までに一定時間以上の休息時間を設ける制度



## 休暇・休業制度

「仕事以外の生活も大切に」  
おもいを制度にこめて。

- ◆育児休業
- ◆育児短時間勤務
- ◆子の看護休暇



- ◆介護休業
- ◆介護休暇



- ◆「子の学校行事参加休暇」  
(取得しやすい名前が付いた休暇の例)

- ◆リフレッシュ休暇
- ◆半日又は時間単位の年次有給休暇

## 様々な雇用の形

人生の各段階に応じて働き方を選べれば、  
仕事を続けたい女性や高齢者を後押し。

- ◆退職した従業員の再雇用制度
- ◆パート等から正社員への転換制度
- ◆短時間正社員制度



## 働く場所の工夫

育児期や介護期の男女、障害者等の  
働く機会の拡大に。

- ◆テレワーク
  - ・在宅勤務
  - ・サテライトオフィス勤務
  - ・モバイルワーク

※テレワーク…情報通信技術（ICT）を活用した時間や場所にとらわれない柔軟な働き方



## 自己啓発への経済的支援

- ◆自己啓発費用への助成
- ◆（公財）鹿児島市中小企業勤労者福祉サービスセンターの会員サービスの提供



## 保育支援

- ◆事業所内保育所
- ◆保育サービス費用の補助



# ワーク・ライフ・バランス



## 取組事例

令和元年度に、本市の無料のアドバイザー（社会保険労務士）派遣を活用し、自社の実情に応じた働きやすい職場環境づくりへ向けての取組を行った事業所の取組事例をご紹介します。

### 株式会社タマリバ

#### ●テーマ

スタッフが効率よく、イキイキと働ける職場環境にする。

#### ●課題

- ・ライフステージを考慮し、働き続けることができる職場環境にするために、働き方の改善を行いたい。
- ・人材ビジネスを行っているので、自社の取組内容を県内企業に情報発信し、働きやすい環境づくりを鹿児島全体として取り組めるように動いていきたい。

#### ●具体的な取組内容

- ・産休・育休・介護休業制度のレクチャー
- ・時短勤務、テレワーク、フレックスタイム制の仮導入
- ・働き方について鹿児島で登録認定ができるレクチャー

#### ●成果

- ・産休・育休・介護休業制度の基礎知識の習得
- ・実働8時間から実働7.5時間へ移行
- ・テレワークの実施。実施後にコミュニケーションの重要性を感じ、オンライン会議を週3回実施するとともに、チャット機能を活用することで相互のコミュニケーションを取ることができている。
- ・県の子育て応援企業及び女性活躍推進宣言企業に登録し、また県の働き方改革推進企業として認定されるなど働きやすい職場環境づくりに取り組めた。取引先の企業などに取得方法や取得する意味などの広報活動を行うことができている。

#### ●今後

働きやすい職場環境の整備は、働く仲間とその家族や会社にとってメリットがあると考えます。今後も仕事とプライベートのメリハリをつけ、両立ができる環境づくりに取り組みます。今回のアドバイザー派遣はワーク・ライフ・バランスを考えるうえで、非常によいきっかけになりました。



（アドバイザーによる研修風景）



（テレワークの実施風景）

### 事業主の皆さまへ

働き方改革への対応はお済みですか？ ～働き方改革関連法が2019年4月から順次施行されています～

**ポイント1** 時間外労働の上限規制  
(2019年4月1日～ ※中小企業は2020年4月1日～)

時間外労働の上限について、月45時間、年360時間を原則とし、臨時的な特別な事情がある場合でも年720時間、単月100時間未満（休日労働含む）、複数月平均80時間（休日労働含む）を限度に設定する必要があります。

**ポイント2** 年5日の年次有給休暇の確実な取得  
(2019年4月1日～)

使用者は、法定の年次有給休暇付与日数が10日以上全ての労働者について、毎年5日、年次有給休暇を確実に取得させる必要があります。

**ポイント3** 正社員と非正規社員の間  
の不合理的な待遇差の禁止  
(2020年4月1日～ ※中小企業は2021年4月1日～)

同一企業内において、正社員と非正規社員（パートタイム労働者、有期雇用労働者、派遣労働者）の間で、基本給や賞与などの個々の待遇ごとに不合理的な待遇差が禁止されます。

○改正法の詳細については

厚生労働省「働き方改革」の実現に向けて

🔍 検索

○改正法の対応にお困りの場合は

鹿児島働き方改革推進支援センター

🔍 検索